〇募集の概要

（１）目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に関する一定の事業を実施する法人が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために要した衛生用品の取得費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付すること。

（２）対象者及び対象用品

Ⅰ、対象者

補助金の交付対象者は、次に掲げる事業所又は施設（以下「事業所等」という。）（本市の区域内に所在するものに限る。）を設置する法人とする。

ア、障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所

イ、障害者総合支援法第５条第１１項に規定する障害者支援施設

ウ、障害者総合支援法第５条第１８項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う事業所

エ、障害者総合支援法第５条第２７項に規定する地域活動支援センター

オ、児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所

カ、児童福祉法第６条の２の２第７項に規定する障害児相談支援事業を行う事業所

キ、児童福祉法第７条第１項に規定する障害児入所施設

Ⅱ、対象用品

　補助金の対象品目に関しては、次に掲げるものとする。

1. マスク
2. 消毒用エタノール
3. 液体せっけん
4. 使い捨て手袋
5. 体温計
6. うがい薬
7. 除菌シート
8. ペーパータオル

Ⅲ、対象期間

令和２年１月１６日から令和２年３月３１日までに発注し、かつ令和２年５月３１日までに納品されたもの。

（３）申請手続

Ⅰ応募書類の提出等について

1. 受付期間

　　　　令和２年５月２７日（水）から令和2年６月１５日（月）まで

②　申請書類

　　１）補助金交付申請書【別記様式第１号（第３条関係）】

　　２）経費明細書【別記様式（第８条関係）】

　　３）発注日、納品日、金額のわかるもの（発注書、納品書、領収書等）

　　　　　※コピーの場合は事業所にて原本証明必要。

Ⅱ、提出方法

　　郵送または持参

（４）申請先

　和歌山市障害者支援課（和歌山市役所東庁舎１階）

　　（ＴＥＬ）０７３－４３５－１０６０、（FAX）０７３－４３１－２８４０

　　　（Email）shogaishashien@city.wakayama.lg.jp

（５）留意事項

1. １法人当たり５０万円を上限とする。
2. 対象用品は上記の８品目に限るものとし、空気清浄機などは対象外とする。
3. 対象は令和２年５月３１日までに納品されたものとするためにそれ以降に納品されたものについては対象外とする。
4. 予算額を超えた場合は事業所規模に応じ、申請額と異なる額となる場合もある。
5. 提出書類に不備等あれば再提出を求める場合もある。